

亀山市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月7日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第23号

亀山市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(亀山市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 亀山市児童福祉法施行細則(平成17年亀山市規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1(第20条関係)	別表第1(第20条関係)
[略]	[略]
備考	備考
1～3 [略]	1～3 [略]
4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。	4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。
(1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。	(1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、 <u>附則第5条の4第6項</u> 及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]
5～8 [略]	5～8 [略]

別表第2（第20条関係）

[略]

備考

- 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2～5 [略]

別表第2（第20条関係）

[略]

備考

- 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2～5 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

（亀山市身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第2条 亀山市身体障害者福祉法施行細則（平成17年亀山市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第1（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。</p> <p>（1） 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>5 [略]</p>	<p>別表第1（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。</p> <p>（1） 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、<u>附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項</u>の規定は適用しないものとする。</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>5 [略]</p>
<p>別表第3（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。</p> <p>（1） 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。</p>	<p>別表第3（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。</p> <p>（1） 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、<u>附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項</u>の規定は適用し</p>

(2) ~ (4) [略] 5及び6 [略]	ないものとする。 (2) ~ (4) [略] 5及び6 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則の一部改正)

第3条 亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則(平成27年亀山市規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条に規	階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条に規

			定する保育 必要量の認 定区分					定する保育 必要量の認 定区分	
			保育 標準 時間	保育 短時 間				保育 標準 時間	保育 短時 間
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
第2 階層	第1階層 を除き、 当該年度 の4月分 から8月 分までの 利用者負 担額の算 定にあっ	市町村民 税非課税 のひとり 親世帯等 で現に児 童を扶養 している ものの世 帯	0円	0円	第2 階層	第1階層 を除き、 当該年度 の4月分 から8月 分までの 利用者負 担額の算 定にあっ	市町村民 税非課税 のひとり 親世帯等 で現に児 童を扶養 している ものの世 帯	0円	0円
[略]	ては前年 度分の、 当該年度 の9月分 から3月 分までの 利用者負 担額の算 定にあっ ては当該 年度分の 市町村民 税（地方	[略]	[略]	[略]	[略]	ては前年 度分の、 当該年度 の9月分 から3月 分までの 利用者負 担額の算 定にあっ ては当該 年度分の 市町村民 税の額の	[略]	[略]	[略]

<p>税法（昭和25年法律第226号）の規定による特別区民税含む。）の額の区分が右欄の区分に該当する世帯</p>				<p>区分が右欄の区分に該当する世帯</p>			
--	--	--	--	------------------------	--	--	--

備考

- 1 均等割とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 2 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、子ども・子育て支援法施行規則第21条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とし、亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第45条第1項の規定により市民税の減免があった場合にはその

備考

- 1 均等割とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 2 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとし、亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第45条第1項の規定により市民税の減免があった場

額を控除するものとする。 3～5 [略]	合にはその額を控除するものとする。 3～5 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。